

dX勤怠・労務管理サービス利用規約【現改比較表】 2025年11月1日現在

～2025年12月1日

2025年12月2日～

第1条～7条、第9条以降（略）

第8条（利用期間）

1.本サービス利用契約成立日に関わらず、本サービス利用契約における利用期間は、以下の各号に定めるとおりとします。

(1)初年度の契約期間は翌年の前月末日までとなります。（成立日が月途中の場合は応当日の属する月の前月末日までとします。 例： 8月15日から翌年7月31日まで）

(2)契約期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。

2.契約者は、既払利用料金の返還を請求できないものとします。

3.契約者のビジネスdアカウント等が削除された場合は、本サービスの利用ができなくなるものとします。

第1条～7条、第9条以降（略）

第8条（利用期間）

1.本サービス利用契約成立日に関わらず、本サービス利用契約における利用期間は、以下の各号に定めるとおりとします。

(1)初年度の契約期間は翌年の前月末日までとなります。（成立日が月途中の場合は応当日の属する月の前月末日までとします。 例： 8月15日から翌年7月31日まで）

(2)契約期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。[ただし、契約期間の自動更新が成立する最終日は2025年12月1日とし、2025年12月2日以降は契約期間の満了をもって終了し、自動更新は行わないものとします。](#)

2.契約者は、既払利用料金の返還を請求できないものとします。

3.契約者のビジネスdアカウント等が削除された場合は、本サービスの利用ができなくなるものとします。

	<u>附則(令和7年10月24日 C A S 2 サ000400015208-01号)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は令和7年12月2日から実施します。</u>
--	--